

山形地域地下水利用対策協議会

会 報

No. 56

R5年3月

令和4年度定期総会

令和4年度の定期総会が7月19日にパレスグランデールにおいて開催されました。当日は、会員事業所をはじめ来賓として国土交通省東北地方整備局企画部長（代理人出席）、山形県村山総合支庁長（代理人出席）、山形市議会議長からご出席いただきました。鈴木会長のあいさつ、来賓から



の祝辞に続き、議長に鈴木会長を選出し議事に入り、令和3年度の事業実施状況及び収支決算、令和4年度の事業計画案及び予算案について審議され満場一致で承認さ

れました。

総会の後には懇親会を3年ぶりに行い、会員の皆様に親交を深めていただくことができました。



SDGs達成への貢献

地下水は有限な資源であり、ひとたび地下水量が減少してしまいますと、復元が困難となるばかりか、地盤沈下発生の原因にもなり得るため、将来に渡り持続的に利用可能な環境を整えていく必要があります。

協議会として行っている地下水保全のための事業は、左記の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて貢献できるものと考えております。

地下水資源の保護のためにも、SDGsへの貢献のためにも、今後とも協議会の活動にご協力をお願いいたします。



量水器の設置に助成

適正利用は水量把握から

協議会では、会員事業所が地下水の量水器を設置する場合に助成を行っております。助成額は、設置費用の半額とし上限額を8万円としています。

井戸に量水器を設置して地下水の使用量を把握し、適正な量を揚水することで、地下水の保全や地下水障害の防止につながります。

既設の井戸について量水器が設置されていない事業所もありますので、地下水の

適正かつ合理的な利用を推進するために、助成事業を活用しての量水器の設置にご協力をお願いいたします。

雨水浸透施設

メンテナンスを実施

山形市では、「山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱」に基づき雨水浸透施設の設置を推進しています。

そこで協議会では雨水浸透施設の機能改善を目的に、高圧洗浄によるメンテナンスを実施しております。

今年度は、2つの協議会会員事業所から応募があり、メンテナンスを実施しました。

雨水浸透施設は蓋で覆われ内部の状況が確認しづらく、機能低下を見落としがちになります。定期的な点検が必要なものですので、募集の際はぜひご利用ください。

水質調査の実施について

協議会では、平成9年度から、会員の皆様にご協力をいただき、地下水質調査を毎年実施しております。

今年度も水質調査を11月に実施しました。

●水質調査項目●

- ・重金属類：鉛、ヒ素、フッ素
- ・有機塩素化合物：トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
- ・飲用水基準10項目：一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、硝酸性及び亜硝酸性窒素、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度
- ・溶解性鉄、溶解性マンガン

水質調査結果は対象事業所にお知らせしていますが、結果の概要は定期総会にて報告する予定です。

地下水汚染は一度発生すると長期間にわたり回復が望めず、浄化に多大な費用と時間がかかります。地下水の汚染を未然に防ぐことが大切です。

また、事業所ごとに自主調査を行っている場合は、今後の参考資料とするために調査結果の提供をお願いいたします。

冬季水田涵養事業

今年度も実施!!!

協議会では、平成19年から継続して地下水涵養事業を実施しております。

す。

この事業では、冬期間の水田を利用し、地下水涵養を行い、涵養量の調査を行っています。

今年度は山形市大森、上柳の水田に涵養事業を行いました。

これらの水田は立谷川扇状地の上・中部に位置し、地下水涵養に適した場所です。週2回現場に行き、清掃など維持管理を行うことで涵養量を増やせるように対応しています。今年度は例年に比べて積雪が少なかった影響か流入水量が少なく、涵養量は例年よりやや少ない結果となりました。

冬期間の水田に水を張る地下水涵養は農作業への支障がありませんので、水田をお持ちの会員様は、ぜひ協議会にお知らせください。

地下水関係の届出について

「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき、地下水を利用する場合は次のような届出が必要になります。

▽新しく井戸を掘って地下水を採取する場合

設備の工事に着手する30日前まで届出

▽設備等の変更をする場合

ポンプの吐出口断面積を変更する他、地下水の使用用途を変更する場合は30日前まで届出

▽井戸設備を相続、売買などにより譲り受けた場合

採取者の地位を承継した場合、承継した日から遅滞なく届出

▽氏名、住所、法人の代表者などが変わった場合

氏名の変更等の日から遅滞なく届出

▽地下水の設備を廃止した場合

廃止の日から遅滞なく届出

これらの届出は山形市役所環境課で受け付けます。様式等についてはホームページに掲載しております。

地下水設備の定期的な確認をお願いします。

令和五年三月 発行

山形地域地下水利用対策協議会

会長 鈴木 隆一

〒九九〇―八五四〇

山形市旅籠町二丁目三番二十五号

(山形市役所環境部環境課内)

電話 023-641-1212

(内線684・685・676)